

【重要事項説明書】

＜ 令和 6 年 6 月 1 日 現在 ＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当： 佐 藤 俊

電話：03-5727-1161

(毎週月曜日から金曜日 午前9時～午後5時)

2. 運営方針

施設の介護予防短期入所生活介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助・支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

3. 喜多見ホームの概要

(1) 事業名称・所在地等

事業所名	喜多見ホーム
所在地	東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
事業所番号	1371202910

(2) 事業内の職員体制

職種	当施設の配置人数
施設長（管理者）	1人
医師	1名以上
介護支援専門員	1名以上
生活相談員	1名以上
栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	20名以上
看護職員	3名以上
事務職員	必要数

(3) 施設の設備の概要

定員		70名（内、介護老人福祉施設60名、 短期入所生活介護10名）		トイレ（すべてウ オシュレット設備 付）	2階	17箇所
居室	居室の種類	室数	1人あたりの面積	洗面所	3階	14箇所
	個室	22室	16.02㎡		2階	17箇所
	2人部屋	3室	14.00㎡		3階	21箇所
	3人部屋	2室	12.86㎡	静養室	1室 2床	
	4人部屋	9室	12.19㎡	医務室	1室	
浴室	一般・介助浴槽、特殊機械浴槽があります。			食堂	4室	
				談話室	4室	

4. サービス内容

- (1) 介護保険給付によるサービス（契約書別紙に記載）
- (2) 介護保険外のサービス（契約書別紙に記載）

5. 利用料金(法律の改正および経済情勢の変化により契約期間中に変更される場合があります)

(1) 基本料金

- ① 介護報酬（別表参照）
- ② 食費（別表参照）
- ③ 滞在費（別表参照）

(2) 加算料金（別表参照）

(3) その他の費用

理美容費	委託理美容師による出張サービス	別紙参照
行事費	行事・趣味活動等の参加費、材料費等	実費
交通費	個人的な医療機関等への交通費等	実費
特別送迎費	緊急時等のやむを得ない場合の実施地域を越えて行う送迎費	1回 5,000円
医療費等	医療機関等への受診等に係る費用	実費
個人の嗜好によるおやつ代	一日1回	1食 180円
キャンセル料	利用開始日の前日、17時以降の連絡の場合	1日利用料の1割

6. 利用の手続き

地域包括支援センター及び介護支援専門員（ケアマネ）から申込みいただきます。

利用の申込みは2ヶ月前の第1営業日からFAXにて受付ます。

新規のご利用者は当施設担当者が訪問のうえ、身体状況等について打合せさせていただきます。

受入れが決定しますと契約を締結しサービスの提供を開始します。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 介護の方針

当施設は暖かい家庭の雰囲気と良好で清潔な生活環境を提供し、「手作り」の介護を行うことを目指しています。

自立支援、各種クラブ活動や創作活動を中心にしたアクティビティー、機能訓練指導員を中心にした機能訓練やグループワークを通して心身両面の活性化、自立を進めていきます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

面会時間	9時～20時 ※面会は、他の入居者の生活に留意し、上記時間内をお願いいたします。また、面会の際は1階事務所にある面会簿にご記入ください。
外出	外出の際には必ず、外出・外泊簿にご記入のうえ職員にお申出ください。
飲酒	原則として、飲酒はお断りいたします。
喫煙	健康増進法 受動喫煙防止に伴い館内全面禁煙です。
設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は職員の許可を得て本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
金銭、貴重品の管理	居室には多額の現金、貴重品を置かないでください。それ以外の預金や財産はご家族等の管理をお願いいたします。万一の事故があっても当施設では責任を負いかねます
所持品の持込	非常時の活動および生活空間が損なわれない程度の所持品を、施設指定の場所に収納してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は禁止いたします。
ペット	施設内へのペットの持込み及び飼育は禁止いたします。
迷惑行為	他の入居者及び職員に対する暴力並びに威嚇的な迷惑行為は禁止いたします。契約第9条第4項により契約を解除いたします。
サービス提供記録の閲覧等	毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（祝祭日は除く） 記録が施設外に保管の場合は他日になる場合があります。
電話受付時間	毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（祝祭日は除く）

8. 緊急(事故)時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。別紙の緊急連絡先一覧表にご記入ください。

9. 非常災害対策

災害時の対応、防災訓練	当施設の「消防計画」に基づき実施します。
防災設備	自動火災報知機、非常通報装置、スプリンクラー、屋内消火栓、非常用電源、漏電火災報知機、ガス漏れ報知器、防火扉、防火シャッター、避難階段。 ※カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しております。
防災計画の届け	成城消防署 平成14年3月
防火責任者	佐藤 浩二

10. サービス内容に関する相談・苦情

当施設苦情申し立て窓口

電話：03-5727-1161 担当：那須 幸子

（受付時間：月～金曜日 9：00～17：00）

世田谷区の相談・苦情窓口

世田谷保健福祉センター 総合相談 【区役所内】

電話：03-5432-1111（代表）

11. 当ホームの概要

法人名

社会福祉法人南山会

事業所名

喜多見ホーム

代表者役職・氏名

理事長 西牟田 徳

本部所在地・電話番号

所在地：世田谷区喜多見7丁目20番26号

電話：03-5727-1161

定款の目的に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム 喜多見ホーム
2. 老人短期入所事業（喜多見ホーム）
3. デイサービス喜多見
4. 喜多見ホームヘルパーセンター

施設・拠点等

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 介護老人福祉施設 | 1ヶ所 |
| 2. 短期入所生活介護 | 1ヶ所 |
| 3. 介護予防短期入所生活介護 | 1ヶ所 |
| 4. 通所介護 | 1ヶ所 |
| 5. 介護予防通所介護 | 1ヶ所 |
| 6. 訪問介護 | 1ヶ所 |
| 7. 介護予防訪問介護 | 1ヶ所 |

介護予防短期入所生活介護施設利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都世田谷区喜多見 7 丁目 2 0 番 2 6 号
法人名 社会福祉法人 南山会
代表者 理事長 西牟田 徳
事業者 喜多見ホーム
説明者 佐藤 俊 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護施設についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

(代理人・署名代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印